

○墨田区重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システム事業実施要綱

平成12年3月31日

11墨厚障第1064号

改正 平成16年3月31日墨福障第1127号

平成22年6月30日22墨福障第499号

平成26年2月24日25墨福障第168号

平成26年6月13日26墨障福第433号

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者の家庭内での火災に対する迅速な消火活動及び当該障害者の救助等を行い、在宅重度心身障害者の生命の安全を確保するとともに、身体障害者にあつては急病等の緊急事態に対し、地域の協力体制を確立することより日常生活の不安を解消することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度心身障害者 次号又は第3号に掲げる者
- (2) 知的障害者 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）に基づく手帳1度又は2度で、18歳以上65歳未満の者
- (3) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する手帳の交付を受けた18歳以上65歳未満の者で、身体障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち1級又は2級の者
- (4) 火災安全システム 重度心身障害者が火災の発生に伴う火災警報器からの信号を専用通報機を通じて東京消防庁に通報することにより、救助及び火災に対する迅速な消火活動を行う制度
- (5) 緊急通報システム 火災安全システムを利用する身体障害者が家庭内で急病、事故等の緊急事態に陥り救助を求めたい場合において、無線発報器等を用い

て東京消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を得て、救助を行う制度

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、区内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる者は緊急通報システムの利用の対象外とする。

- (1) 一人暮らし又は日中・夜間独居の知的障害者
- (2) 知的障害者のみで構成される世帯
- (3) 一人暮らし又は日中・夜間独居の身体障害者
- (4) 身体障害者のみで構成される世帯

2 火災安全システムを利用しなくなった身体障害者で、緊急通報システムの利用を継続しようとするものは墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱（平成23年10月20日23墨福障第773号）に基づく民間型システムに速やかに移行手続を行うものとする。

(申請)

第4条 火災安全システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、火災安全・緊急通報システム利用申請書（前条第1項第1号及び第2号に掲げる者にあつては第1号様式、前条第1項第3号又は第4号に掲げる者にあつては第2号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出するものとする。この場合において、申請者が自己所有以外の住宅等に居住しているときは、当該住宅の所有者等の火災安全・緊急通報システム設置承諾書（第3号様式）を添付するものとする。

(決定及び通知)

第5条 区長は、前条の規定により申請書を受理したときは、申請者の生活状況等を調査の上、利用の可否を決定するものとする。

2 区長は、利用の承認を決定した者（以下「利用者」という。）に対しては火災安全・緊急通報システム利用決定通知書（第4号様式）により、承認しないことに決定した者に対しては火災安全・緊急通報システム利用不承認通知書（第5号様式）

により通知するものとする。

(機器の給付・貸与)

第6条 この事業に基づく機器の給付及び貸与については、東京消防庁が定めるものであって、次に掲げるとおりとする。

(1) 火災安全システムの機器は、アからウまでに掲げるものにあつては区が給付するものとしエ及びオにあつては区が貸与するものとする。

ア 火災警報器

イ 自動消火装置

ウ ガス安全システム

エ 専用通報機 (受信機組込型)

オ 専用通報機

(2) 緊急通報システムの機器は、次に掲げるものを区が貸与する。

ア 無線発報器

イ 無線受信機 (専用通報機組込型を含む。)

ウ 有線発報器

(委託)

第7条 火災安全・緊急通報システムの設置工事及び保守点検等は、業者に委託して行うものとする。

(自己負担額)

第8条 利用者は、機器の設置工事に要する費用の額の一部 (以下「自己負担額」という。) を負担するものとする。

2 自己負担額は、設置工事1回につき3,000円とする。ただし、次の各号に定めるものについてはこれを免除する。

(1) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給者世帯 (当該世帯員に 住民税課税者がいる場合 を除く。)

(2) 当該年度分（4月から6月までの月分については、前年度分）の特別区民
税非課税世帯

3 自己負担額は、業者に直接支払うものとする。

(費用の請求)

第9条 業者が、区長に請求することのできる額は、機器等設置工事費については、委託契約額から利用者が業者に直接支払った自己負担額を控除した額とする。

(機器の管理)

第10条 利用者は、機器の原状を変更し、若しくは転貸し、又は本事業の目的以外に使用してはならない。

(届出事項)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、火災安全・緊急通報システム登録内容変更届（第6号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 緊急連絡先を変更したとき。
- (3) 第14条に定める協力員を変更するとき。
- (4) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (5) その他申請した内容に変更があったとき。

(機器の返還)

第12条 区長は、火災安全システムの利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに貸与した機器を返還させるものとする。

- (1) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第10条の規定に違反したとき。
- (3) 区長が機器を貸与する必要がないと認めたとき。

(関係機関等との連携)

第13条 区長は、関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て本事業の円滑な推進を図るものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに利用者の居住地を管轄する消防署を経由して、東京消防庁に通知するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により利用者を決定したとき。
- (2) 第11条の規定により利用者に係る登録内容変更の届出があったとき。
- (3) 機器の設置工事を計画したとき又は設置工事が完了したとき。
- (4) 利用者から本システムの利用を必要としなくなった旨の届出があったとき。
- (5) その他、特に区長が必要と認めたとき。

(緊急通報協力員の設置及び活動内容)

第14条 緊急通報システムの利用者は、原則として複数の緊急通報協力員を確保し設置しなければならない。

2 緊急通報協力員は、次の活動を行う。

- (1) 区及び東京消防庁との緊密な連携のもとに利用者の安否の確認
- (2) 前号の確認の結果について、区、東京消防庁その他の必要な関係機関への連絡
- (3) その他、本事業の目的を達成するために必要な活動

(緊急通報協力員の活動費)

第15条 区長は、利用者の三親等以内の親族及び民生委員を除く緊急通報協力員の活動に対し、予算の範囲内で活動費を支給するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
- 2 平成12年4月1日前に墨田区緊急通報システム事業実施要綱（昭和63年10月20日63墨厚高第217号）に基づき設置した緊急通報システム機器については、この要綱に基づき設置したものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年4月1日において現に墨田区緊急通報システム事業実施要綱（昭和63年10月20日63墨厚高第217号）に基づき設置した緊急通報システム機器については、この要綱に基づき設置したものとみなす。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

様式 省略

○墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム事業実施要綱

平成23年10月20日

23墨福障第773号

(目的)

第1条 この要綱は、民間事業者が運用する緊急通報システムを活用して、ひとり暮らし等の重度身体障害者及び難病患者（以下「重度身体障害者等」という。）に対し、民間緊急通報システム事業を実施することにより、家庭内での急病等の緊急事態における重度身体障害者等の不安解消を図るとともに、在宅生活の安全を確保し、もって安心して暮らし続けられるよう支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 民間緊急通報システム 民間事業者の実施する重度身体障害者等緊急通報システム
- (2) 受信センター 受託者が利用者からの通報を受信し、緊急対応等を行う事務所
- (3) 安否確認センサ 重度身体障害者等の日常活動を検知し、異常があると認められた場合、自動的に民間緊急通報システムにより受信センターに通報する機器
- (4) 利用者 自宅に民間緊急通報システム機器を設置した者
- (5) 緊急対応 通報を受けた場合、利用者の状況をみて家族及び消防庁等へ通報すること
- (6) 受託者 東京消防庁の自動通報等の承認に関する規程（平成2年東京消防庁告示第11号）による緊急即時通報に係る登録及び警備業法（昭和47年法律第117号）による都道府県公安委員会の認定を受けた事業者（区長が特に認めるときは、この限りではない。）で、墨田区から本事業を委託されたもの

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次に掲げる要件に該当する区内に住所を有する18歳

以上65歳未満の在宅の重度身体障害者等とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく手帳の交付を受けた者で、身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち1級又は2級のもの又は難病患者（「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）」に定める難病等の助成対象となる疾病等に罹患している者をいう。）

(2) ひとり暮らし又は重度身体障害者等のみで構成される世帯（日中又は夜間にひとり暮らし又は重度身体障害者等のみ世帯になる者も含む。）

（事業内容）

第4条 受信センターは、第6条第2項により民間緊急通報システムの利用決定を受けた者又は同条第4項により安否確認センサの利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）からの緊急事態の発生に伴う通報又は安否確認センサによる通報を受信したときは、電話等により利用者の状況を確認の上、その内容により、119番通報等による関係機関への協力要請を行うとともに、専門に設置した現場派遣員を速やかに派遣し、救急隊等の指示に従って必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置のほか、受信センターは、重度身体障害者等の日常生活、健康・医療等の簡易な相談を電話等により受け付けるものとする。

3 区長は、毎月の受信状況について、当該月の翌月に報告を受けるものとする。ただし、緊急時の対応については、速やかに受託者から報告を受けるものとする。

（申請等）

第5条 民間緊急通報システムを利用しようとする者は、墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出するとともに、緊急即時通報に係る通報承認申請書その他民間緊急通報システムの利用に必要な書類を当該申請者の住所を管轄する消防署（以下「消防署」という。）に提出するものとする。

2 民間緊急通報システムを利用しようとする者は、前項の通報承認申請書その他民

間緊急通報システムの利用に必要な書類の作成及び提出、消防署からの書類の受領等を受託者に委任することができる。

- 3 受託者は、前項の規定による委任を受けたときは、速やかにその旨を区長に報告するものとする。

(利用決定)

第6条 区長は、申請書の提出があったときは、当該申請者が前条第1項に規定する消防署の通報承認を受けたことを確認の上、申請者の生活状況等を調査し、利用の適否及び利用者が負担すべき額（以下「利用者負担額」という。）を決定する。

- 2 区長は、前項の決定をしたときは、墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム利用決定通知書（第2号様式）又は墨田区重度身体障害者等民間緊急通報システム利用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

- 3 前項の規定により民間緊急通報システムの利用承認を受けた者は、安否確認センサの利用申請をすることができる。この場合の利用申込みは、墨田区重度身体障害者等安否確認センサ利用申請書（第4号様式）を区長に提出することにより行う。

- 4 区長は、前項の安否確認センサ利用申請書の提出があったときは、当該申請者が民間緊急通報システムの利用承認を受けた者であることを確認の上、墨田区重度身体障害者等安否確認センサ利用決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(利用者負担額)

第7条 前条第2項の規定により民間緊急通報システム利用決定通知書の送付を受け、次条第1項の機器の設置を受けた者及び前条第4項の規定による安否確認センサ利用決定通知書の送付を受け、次条第2項の機器の設置を受けた者は、別表に定める利用者負担額を受託者に支払うものとする。

(設置機器)

第8条 民間緊急通報システムを開始する際に設置する機器は、東京消防庁の定める機器の基準に準ずる次の機器とする。

- (1) 無線発報器（ペンダント型等）
- (2) 無線受信機（専用通報機組込み型を含む。）

(3) 有線発報器

(4) 専用通報機

2 安否確認センサの利用に当たっては、次に掲げる機器を設置する。

(1) センサ受信機

(2) センサ送信機

(3) 鍵ホルダー

(機器の管理)

第9条 利用者は、善良な管理者の注意をもって前条に掲げる機器（以下「機器」という。）を使用するとともに、本事業の目的に反して機器を使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により、機器の一部又は全部を毀損し、又は紛失したときは、受託者に実費を弁償しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、受託者と協議し、区長が特に認めたときは、弁償を免れることができる。

4 利用者は、年1回以上の機器の保守点検等に協力しなければならない。

(届出事項)

第10条 利用者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに区長に報告しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 電話番号を変更したとき。

(3) 緊急連絡先を変更したとき。

(4) 親族と同居することとなったことなど、生活状況が変わったとき。

(5) 機器の一部又は全部を毀損し、又は紛失したとき。

(6) 次条各号に規定する事由に該当したとき。

(7) その他申請書の記載内容に変更があったとき。

(利用取消し)

第11条 区長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことが

できる。

- (1) 第3条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請によって、利用決定を受けたとき。
- (4) 機器の善良な管理を怠ったとき。
- (5) 利用の中止の申出があったとき。
- (6) その他区長が事業を受けることが適当でないと認めたとき。

2 区長は、前項の規定により民間緊急通報システムの利用を取り消したとき、又は安否確認センサを利用している者からその利用の中止の申出があったときは、安否確認センサの利用を取り消すものとする。

3 区長は、第1項の規定により民間緊急通報システムの利用を取り消したとき、又は前項の規定により安否確認センサの利用を取り消したときは、速やかに受託者にその旨を通知し、民間緊急通報システムの利用を取り消した場合にあっては、登録抹消の手続をとるとともに、貸与している機器を返還させるものとする。

(関連機関との連携)

第12条 区長は、本事業の円滑な運営を行うため、東京消防庁その他必要な関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て、民間緊急通報システム事業の円滑な推進を図るものとする。

2 区長は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに消防署に通知するものとする。

- (1) 利用者を決定したとき。
- (2) 利用者の登録内容に変更が生じたとき。
- (3) 受託者が利用者から通報承認申請書の委任を受けたとき。
- (4) その他本事業を実施する上で必要と認めたとき。

(他の施策との関係)

第13条 区長は、利用者の同意を得て、利用者の在宅生活を更に支援していくため必要な限りにおいて、墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）の定めるところにより本事業で知り得た内容を高齢者支援総合センターに情報提供す

ることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか本事業の運営に必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から適用する。

別表

階層	利用者負担額（月額）	基準
I	0円	生活保護等世帯 特別区民税非課税世帯
II	500円	特別区民税課税世帯

備考

- 1 生活保護等世帯とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者世帯（当該世帯員に住民税課税者がいる場合を除く。）とする。
- 2 安否確認センサ
利用者負担額（月額）1,000円

様式 省略